

平成27年3月24日  
JAバンク茨城県信連

## 中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定について

JAバンク茨城県信連は、関東財務局および関東経済産業局より「経営革新等支援機関」の認定を受けましたのでお知らせいたします。

### 1. 認定日

平成27年3月12日（木）

### 2. 経営革新等支援機関について

中小企業経営力強化支援法に基づき、中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等が受けられるために、金融および財務に関する専門的知識や支援にかかる実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。

### 3. 本会の支援内容

今回の経営革新等支援機関への認定を契機に、より一層中小企業・小規模事業者の方々に対する支援体制を強化し、様々な経営課題の解決に向けた提案などの経営改善支援を行うことで、地域金融機関としてのコンサルティング機能の発揮に努め、引き続き地域経済の発展に貢献してまいります。

なお、本会が当認定支援機関として取り扱うことが出来る相談内容は以下の分野となっております。

経営状況の分析，事業計画の策定支援・実行支援，経営相談，金融・財務等

以上

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

JAバンク茨城県信連 融資部

担当：井坂・茂垣

TEL：029-232-2031